四日市市予防接種に係る実費の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月9日

四日市市長 田中 俊行

## 四日市市規則第47号

四日市市予防接種に係る実費の徴収に関する規則(平成23年四日市市規則第3 8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(実費の徴収)	(実費の徴収)
第2条 市長は、予防接種法第5条第1	第2条 市長は、予防接種法第5条第1
項の規定により予防接種を行った場合	項の規定により予防接種を行った場合
においては、次の各号に掲げる予防接種	においては、次の各号に掲げる予防接種
の種類に応じて、同法第28条の規定に	の種類に応じて、同法第28条の規定に
より、当該予防接種を受けた者又はその	より、当該予防接種を受けた者又はその
後見人から実費として予防接種1回に	後見人から実費として予防接種1回に
つき、当該各号の定める額を徴収するも	つき、当該各号の定める額を徴収するも
のとする。	のとする。
(1) インフルエンザワクチン <u>1,20</u>	(1) インフルエンザワクチン $1,10$
0円	<u>0円</u>
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)

附則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(健康福祉部健康づくり課)